

主な疾患名	病後児保育受入れのめやす	学校保健安全法による出席停止基準
風邪（発熱・咳・腹痛など）	回復傾向がみられたら	
新型コロナウイルス感染症	感染後7日目から 症状の回復傾向がみられたら	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	発症後5日、かつ解熱後2日（幼児3日）を経過するまで
百日咳	主治医がうつる心配がないと判断したとき	特有の席が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	主治医がうつる心配がないと判断したとき	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹（三日はしか）	主治医がうつる心配がないと判断したとき	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	すべての発疹が痂痂化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	主要症状が消失した後2日を経過するまで
感染性胃腸炎（ノロなど）	発病後4日目から おう吐・下痢の症状が落ち着いた場合	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬を飲み始めて24時間以上経過してから	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
伝染性紅斑（りんご病）	希望があれば（保育園などでの生活には不安があるとき）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
ヘルパンギーナ	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
RSウイルス	熱は下がっているが、咳は引き続きひどい場合	
手足口病	発病後1日目から（熱が38℃以下）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
マイコプラズマ感染症	主治医がうつる心配がないと判断したとき	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 上記はあくまで「めやす」です。かかりつけ医の指示に従ってご利用ください。